

確認してください

知っておきたい税情報

市税などの税に関する情報を紹介します。
5ページには「令和7年度税・保険料などの納付期限一覧」を掲載しているので、切り取って活用してください。

届いたら確認を

納税通知書の発送予定

市県民税／●普通徴収…6月6日(金) ●特別徴収…5月14日(水)
固定資産税／5月9日(金)
軽自動車税種別割／5月8日(木)
国民健康保険税／6月12日(木)
※配達状況により、届くまでに数日かかる場合があります。

6月2日(月)までに納付を

軽自動車税種別割

毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車などの所有者に課税される市税です。
納付期限／6月2日(月)

よくある質問

Q. 前年度7、2000円だった税額が、本年度は12、90

0円に上がったのはなぜか。

A. 所有している車両が、最初に登録してから13年を経過したことで、グリーン化を進めるための「経年車重課」の対象になったからです。

軽自動車税種別割の減免制度

障がいのある人などが移動で利用する軽自動車などにかかる税金を、減免する制度があります。減免を受けるには、申請が必要です。

対象／軽自動車などを所有する身体・知的・精神障がいのある人や、その家族などで一定の基準を満たす人

申請期限／6月2日(月)

市県民税課税課税班(☎62・5321)

6月2日(月)までに納付を

自動車税種別割

毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税です。

5月9日(金)に自動車税事務所から納税通知書が発送されます。

納付期限／6月2日(月)

自動車税事務所(☎043・243・2721)、旭県税事務所(☎62・0772)

地方税の支払いが便利に

eLマークで電子納付

eLマークが印刷されている納付書では、地方税お支払サイトやスマホ決済アプリを利用して、24時間365日いつでも支払いができます。

地方税お支払サイト／納付書に

申：申し込み
問：問い合わせ

記載されているeL・QR(QRコード)を読み取るか、eL番号を入力することで、クレジットカードやダイレクト納付などで支払いができます。

スマホ決済アプリ／納付書に記載されているeL・QRを読み取ることによって支払いができます。

利用できる税目／市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税種別割、自動車税種別割、国民健康保険税

電子納付した場合、領収証書と軽自動車や普通自動車の納税証明書は発行されません。納税証明書が発行できるようになるまでには、納付から1週間程度



eLマーク



地方税お支払サイト

かかります。急ぎが必要な人は、市役所や金融機関、コンビニから現金で納付してください。
市県民税課税課税班(☎62・5322)、旭県税事務所(☎62・0772)

納め忘れを防止

便利・安心・確実な口座振替

納付書で納めている人は、口座振替に切り替えましょう。
メリット

○市役所や金融機関などへ納付に行く手間が省けます
○自動的に引き落とされるため、納め忘れを防げます
○一度手続きをすると、来年度以降も申し込みをしないで口座振替が継続されます

利用できる金融機関／千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、筑波銀行、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、ちばみどり農業協同組合、ゆうちょ銀行など

手続き方法／通帳と通帳印を持参し、金融機関で申し込んでください。

くわしい内容は、市ホームページで確認してください。



市県民税課税課税班(☎62・5345)

期限までに納めましょう

令和7年度

税・保険料などの納付期限一覧

納付金額を記入して、納付計画や口座振替時の残高の確認などに活用してください。

納付期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 種別割	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
6月 2日(月)		第1期 円	全期 円			
6月30日(月)	第1期 円			第1期 円	第1期 円	
7月31日(木)		第2期 円		第2期 円	第2期 円	第1期 円
9月 1日(月)	第2期 円			第3期 円	第3期 円	第2期 円
9月30日(火)		第3期 円		第4期 円	第4期 円	第3期 円
10月31日(金)	第3期 円			第5期 円	第5期 円	第4期 円
12月 1日(月)				第6期 円	第6期 円	第5期 円
12月25日(木)		第4期 円		第7期 円	第7期 円	第6期 円
2月 2日(月)	第4期 円			第8期 円	第8期 円	第7期 円
3月 2日(月)						第8期 円
問い合わせ先	税務課収税班 ☎62-5322				高齢者福祉課 介護保険班 ☎62-5308	保険年金課 高齢者医療年金班 ☎62-5882

※上記は、普通徴収の納付期限です。

使用料などの納付期限と問い合わせ先

保育料 保育所等給食費	放課後 児童クラブ 受託料	市営住宅使用料 雇用促進住宅 使用料	配食サービス 利用料	水道料金	公共下水道 使用料	農業集落排水 処理施設 使用料
毎月末	毎月末	毎月末	毎月末	隔月末		
子育て支援課 保育所運営班 ☎62-5313	教育総務課 指導班 ☎85-8634	都市整備課 建築住宅班 ☎62-5895	高齢者福祉課 高齢者班 ☎62-5350	旭市上下水道お客様センター ☎63-8881 上下水道課経營業務班 ☎62-5357		

※納付期限が土・日曜日、祝日の場合は変更になります。

※12月の納付期限は、25日(木)になります。

このページを切り取って利用しましょう